

企画競争実施の公示

令和8年6月2日
観光庁観光地域振興課長 田中 倫英

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 持続可能なロケツーリズム及びインフラツーリズムの促進に向けた調査検討業務
- (2) 業務内容 地方誘客や需要分散の更なる促進として期待されるロケツーリズム及びインフラツーリズムの持続可能な形で推進していくための調査検討を行う。具体的には、ロケツーリズムについては、観光誘発効果の持続性やオーバーツーリズムの未然防止は、制作者が構想・企画・脚本開発段階（シナリオ・ハンティング段階）から地域側とどのように関わるかが重要な要因となり得るとの仮説のもと、創作プロセスや地域に対するニーズ、過去事例における地域固有性と観光誘発効果の関係等を分析する。その上で、一定の条件を満たす地域において再現可能な形で作品誘致から観光活用、需要分散、地域との共存までを一体的に検討する際の参考となる指針やプロセスを明確化する。インフラツーリズムについては、完成済インフラだけでなく建設中インフラに着目し、その唯一性や継続性などの価値を活かした観光地域づくりに向け、建設中インフラツーリズム推進の前提条件の整理、建設中インフラ特有の市場価値や継続訪問需要、安全管理上の懸念や法的制約等の把握等を行う。

- (3) 履行期限 令和9年3月19日（金）

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続き等

(1) 担当課等

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
観光庁観光地域振興課 田嶋、沖、神田、曾川
電話：03-5253-8327(直通) メールアドレス：hqt-kanchika-chosa@gxb.mlit.go.jp

(2) 企画競争説明書の交付期間、交付先

原則として、電子メールにて交付する
令和8年6月2日（火）から令和8年7月10日（金）まで、(1)に同じ。
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。
説明書は担当より電子メールにて交付する。

(3) 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限

原則として電子メールにより提出すること。(1)に同じ。
令和8年7月13日（月）17時00分
※郵送及び FAX によるご提出は受け付けません。

(4) 説明会実施の有無、日時及び場所

無

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

必要に応じてヒアリングを実施する

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争委員会に提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

- (8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。
- ① 特定した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ② 企画競争参加者毎・評価項目毎の評価得点及び合計点
- (9) その他の詳細は企画競争説明書による。

以上